

改正貸金業法の完全施行に際しての会長声明

このたび政府は、2010年6月18日に改正貸金業法を完全施行すると閣議で決定した。改正貸金業法は、200万人以上いるといわれた多重債務問題の抜本的解決をめざし2006年12月に全会一致で可決成立したものであった。

この改正は、出資法の上限金利を利息制限法水準まで引き下げ、日賦貸金業者の特例金利を廃止し、過剰与信を防止するための「総量規制」も盛り込むなどの画期的な内容であった。

この法改正については当会も高く評価したところであるが、今回、法改正の趣旨を曲げることなく、完全施行に向けて踏み出したことは多重債務問題の解決への大きな一歩として高く評価する。

この法改正後に、政府は「多重債務者対策本部」を設置し、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とした「多重債務問題改善プログラム」を策定したが、これらの内容はいずれも、多重債務問題を抜本的に解決し、国民が高利融資に頼らない生活を送るために必要不可欠なものである。

確かに、昨今の経済情勢の下では、短期小口の資金が必要な低所得者やつなぎ融資をなかなか受けられない中小事業者も存在するが、本当に必要なのは低利のセーフティネット貸付や低利のつなぎ融資であって、高利の貸付ではない。

この不況下、佐賀県内でも完全失業率が約3%、有効求人倍率は全国平均以下の約0.4倍という深刻な状況である。

よって、低所得者や資金繰りに苦しむ中小企業が高利の被害に遭わない社会を早急に実現する必要があると考え、当会は引き続き国に対し、

- 1 相談日の増加、相談員の増員、助言内容の更なる向上など、自治体における多重債務相談窓口の更なる充実を支援すること
- 2 低所得者向けセーフティネット貸付及び中小企業向けつなぎ融資を充実させること
- 3 ヤミ金融を徹底的に取り締まること

を求めるとともにこれらの実施について最大限協力し、多重債務問題解決に向けて全力を尽くす決意である。

以上のとおり、改正貸金業法の完全施行に際しての声明を述べる。

平成22年4月27日

佐賀県弁護士会
会 長 池 田 晃 太 郎